

議案第123号

ふれあいの館かぜまちの指定管理者の指定について

次のとおりふれあいの館かぜまちの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
ふれあいの館かぜまち	みしま海運株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 みしま海運株式会社

代表者 代表取締役 雄島 仁

所 在 備前市日生町日生241番地115

(2) 団体の位置付け

会社法に基づき設立された営利を目的とする法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

ふれあいの館かぜまちの所在土地は、日生諸島の定期連絡船を運航している大生汽船株式会社社長が所有しており、大多府島民とも繋がりが強く、島民からの信頼もあることから、その関連会社であるみしま海運株式会社が指定管理者として適当と認められる。

また、みしま海運株式会社は、観光遊覧及びフェリーによる車両等の輸送も行っており、今後もふれあいの館かぜまちを管理運営する上で、豊かな自然と史跡を目的に大多府島を訪れる方々に満足のいく接遇を提供することで、大多府島の発展にも繋がっていくことが期待できる。